支部ニュース

2017 年 10 月　No.527

発行　自由法曹団東京支部
〒112-0014　東京都文京区関口 1-8-6
メゾン文京関口Ⅱ202 号
TEL03-5227-8255　FAX03-5227-8257
郵便振替 00130-6-87399
メールアドレス　dantokyo@dream.com

●衆議院の解散・総選挙にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・長尾　宜行　1
●小池都知事の「９．１関東大震災朝鮮人犠牲者追悼の辞」拒否について・・・・・・・・宮川　泰彦　2
●共謀罪に負けないぞ！９．６　共謀罪対策弁護団結成記念シンポジウム・・・・・・・・三澤麻衣子　3
●赤旗号外の机上配布に対する懲戒処分の取消裁決を勝ち取りました・・・・・・・髙木　一昌　4
●東京「君が代」裁判　第４次訴訟判決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・雪竹　奈緒　6
●朝鮮学校無償化裁判をご存知でしょうか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・江夏　大樹　7
●給費制廃止違憲訴訟で初めての判決が出ました・・・・・・・・・・・・・・・・・緒方　蘭　9
●憲法施行７０周年記念企画「憲法こそ　たからもの！」に参加者１２８７人・・海部　幸造　10
●団東京支部沖縄調査団報告
※二つのガマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・山本　善久　11
※沖縄も日本。日本への米軍基地建設に反対しよう。・・・・・・・・・・・・・・・小池奈佳子　12
※現地で見て学ぶことの大切さを学んだ３日間・・・・・・・・・・・・・・・・・柴田　健　13
◎団東京支部沖縄調査団報告会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
●はじめまして　～新入団員自己紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・久保木太一　15
●１１月立川地域幹事会のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
●９月幹事会議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

団東京支部第 29 回ソフトボール大会

とき：10月13日（金）9:20 開会式

ところ：大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森野球場

衆議院の解散･総選挙にあたって

幹事長　　長尾　宜行

9 月 28 日臨時国会開会の冒頭、衆議院が解散され、総選挙が行なわれることになりました。

この突然の解散には合理的な理由や必要がまったく見当たらず、大義なき解散であること、政権党として、ただひたすら森友・加計疑惑追及から逃れたいとの動機からのご都合主義的党利党略解散であって、その意味では「追い込まれ解散」でもあるということなどは、いまあらためて指摘するまでもないでしょう。

ともかく、解散となった以上、私たちは、この総選挙を、この間秘密保護法、戦争法、共謀罪の制定等を強行して憲法破壊を押し進めてきた安倍政権を打倒し、これらの悪法を廃止して立憲主義を回復するための絶好の機会と捉えるべきです。このような見地から、選挙戦を攻勢的にたたかうことが求められているものと言えるでしょう。

支部団員としては、昨年の山添拓団員に続き、全国津々浦々で憲法落語を披露してきた機智に富む女性団員が国会での議席獲得に挑むことを表明しました。この意義あるたたかいに自ら先頭に立って臨もうとする、その勇気と英断に、心からの敬意を表明するとともに、精一杯の奮闘を期待したいと思います。

ここ一週間ほどの間に、民進党の事実上の解体、小池都知事による新党への合流ということが決定的となりました。戦争法を容認し、改憲を志向する小池新党が、基本的には自公や維新などと同様の改憲勢力であるということも、ここで論ずるまでもないでしょう。また、野党共闘の重要な一角を担ってきた民進党の自壊は、「アベ政治」の転換を求めてたたかってきた市民と他の野党に対する重大な背信であり、この間の市民と野党との共同によるたたかいをさらに前進させることに対して、一定の困難をもたらしたものと言わざるをえません。

マスコミのなかには、この新党の動きをもてはやすようなところもあります。しかしながら、大義なき解散を契機として、突如国政になだれ込もうとすることには何ら合理性、必然性がないということ、このような形での都知事の国政関与は、都政を単に踏み台としてないがしろにしているだけだということは、多くの都民、国民が感じているところではないでしょうか。私自身としては、今夏の都議選のときの都民ファーストが巻き起こしたようなブームは、今度の総選挙での小池新党には起きないと考えています。都民、国民は、事態の推移、事の本質を冷静に見極めているものと思います。

総選挙後の情勢をにらむならば、選挙戦での小池新党とのたたかいもきわめて重要です。この間、小池新党には合流をしない民進党の一部議員らによって新たな政党が結成をされたりもしました。このような勢力をも含め、可能なかぎり市民と立憲野党との共同を押し進め、改憲勢力を少数派に追い落とすため、いま私たち団員としても努力をすることが求められているものと思います。

選挙戦での勝利をめざして、がんばりましょう。

小池都知事の「9.1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼の辞」拒否について

みやがわ法律事務所　宮川　泰彦

1　1923 年 9 月 1 日に大震災が発生し十数万人が命を失った。震災の大混乱の中で「暴動が引き起こされる」「朝鮮人が井戸に毒を入れている」「朝鮮人が襲っている」などといった流言飛語が飛び交う中、約 6000 人の朝鮮人、約 700 人の中国人、十数人の日本の労働運動・社会主義者の指導者、無政府主義者たちが軍隊や自警団の手によって虐殺された。

震災 50 年を迎えた 1973 年、朝鮮人犠牲者を追悼し、虐殺の歴史を知ることは不幸な歴史をくり返さず、民族差別をなくし、人権を尊重し善隣友好と平和の礎になることを願って関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑が墨田区横網町公園内に建立された。碑の建立には当時の都議会全ての会派の代表も参加していた。

以降毎年 9 月 1 日には追悼碑前で関東大震災朝鮮人追悼式典が執り行われ、以降、歴代の都知事は「多くの在日朝鮮人がいわれのない被害を受け犠牲になったという事件は我が国の歴史の中でも稀に見る誠に痛ましい出来事」「このような不幸な出来事二度と繰り返すことなく誰もが安全な社会生活を営めるよう、世を超えて語り継いでいかねばなりません」と述べてきた。

2　ところが小池知事は、今年の追悼式典に対しては追悼の辞を送付しないとこれまでの歴代都知事とは異なる対応をした。9.1 追悼実行委員会は都の担当局に「これまで都知事が追悼の辞を送ってきたのは間違いだった。あるいは不適切だったということか」と問いただしたところ、「そのようには認識していない。追悼の意に変わりはない」との回答だった。では、何故今年になって追悼の辞を出さないのか。

今年は昨年までと違う点がふたつある。3 月 2 日に都議会で古賀俊昭議員（日野選出・自民で有名な右翼議員）が追悼の碑文は根拠のないもので日本人を辱めるもので撤去すべき、追悼の辞は止めるべき旨の質問をし、小池知事はこれまでの追悼の辞送付について再考するキッカケをつくったことがひとつ。二つ目は、右翼団体「そよかぜ」が朝鮮犠牲者追悼碑のすぐ近くにある石原町被災者追悼の碑で我々と同時刻に追悼式を行ったこと。「そよかぜ」は虐殺否定論にたって朝鮮人追悼碑の撤去を求め都に公開質問状を出したりしている。なお、小池氏百合子氏は「そよかぜ」主催の集会で講演をしたことがある。

3　関東大震災の大混乱の中で、朝鮮人虐殺が行われたことは、争いようのない公知の事実である。政府は調査を怠ってきたが、それでも政府の中央防災会議は「虐殺の被害者は震災死者 10 万 5 千人の「1～数%」に上るという推計報告書を出している。民間の調査、学者の調査などで、虐殺犠牲者数については幅があるにしても、流言飛語により朝鮮人、そして朝鮮人と間違えられた中国人・日本人が虐殺されてたことは明白な事実である。日弁連においても、関東大震災人権救済申立事件調査を行い、2003 年に「関東大震災直後の軍隊による朝鮮人、中国人に対する虐殺事実を確認の上、虚偽事実伝達など国の行為によって誘発された自警団による虐殺について国は責任を認め謝罪すること、虐殺の全貌と真相を調査し、その原因を明らかにする」旨を政府に勧告している。

ところが、小池知事は、記者会見や 9 月 26 日議会で朝鮮人虐殺事実についての認識を問われたのに対して、「さまざまな見方がある。歴史家がひもとくもの」との見解をくり返した。本心は「な

かったことにしたい」、「知らないふりをしたい」「かかわりたくない」のなのだろう。「諸説ある。歴史家が明らかにするもの」の回答は、歴史修正主義者である政治家が用いる常用回答例ではないか。

今回の追悼の辞とりやめは右翼の働きかけに応じたからとは口にはできない小池知事は「東京都慰霊協会が毎年3月と9月に執り行う大法要におきまして。都知事が、関東大震災で犠牲となられたすべての方々の哀悼の意を表しておりますので、今後は個々の行事等への追悼の辞の送付は差し引かることにしました」と言う。

本音は虐殺を認めたくないからであるが、仮にそれを横に置くとしても、小池知事の命に対する軽い感覚を疑わざるを得ない。関東大震災という自然災害で命を失った人の慰霊と、自然災害では生き残ったが混乱時につくり出された流言飛語により人の手によって命を奪われた犠牲者などへの慰霊をひとくくりで処理するもので、「まとめて哀悼したからあとは無用」と言うに等しい。朝鮮人に対する虐殺の事実から敢えて目を背ける姿勢と重なっている。

4　小池知事の対応に対してはマスコミ等社会の大きな反応が起きた。8月25日東京新聞一面報道をはじめ主要各社、テレビで報道された。9.1 追悼実行委員会は、抗議声明をマスコミに送り、研究者の助力により記者や議員むけ簡単なパンフを届けたりし、世論喚起に務めた。

9.1 追悼式には例年の参加者をはるかに大きく超える多数の市民が参列した。

作家や研究者、韓国民団をなど多くの抗議声明が小池知事に寄せられている。

9.1 実行員会は、関東大震災時に犯したのと同じ過ち、あるいは類似の過ちを絶対に繰り返してはならない、そのためには関東大震災で朝鮮人らが虐殺された事実を絶対に忘れさせないこと、忘却は再び悪夢を呼ぶ危険なものであることを念頭に置き、震災における虐殺の事実を知ってもらうに運動を地道に取り組む。東京支部団員、事務局員の皆さんの力添えをお願いします。

共謀罪に負けないぞ！
9.6 共謀罪対策弁護団結成記念シンポジウム

第一法律事務所　三澤　麻衣子

9月6日、共謀罪対策弁護団結成記念シンポジウが院内集会にて行われた。

集会は、150人近くの人が集まり、多くの報道関係者の姿があった。刑訴法学者の白取祐司教授の基調講演では、共謀罪による監視型捜査の拡大、冤罪の危険が指摘され、小池振一郎団員からは、共謀罪の濫用を防ぐためにも警察監視の第三者機関の設置が必須であること、平岡秀夫弁護士（弁護団共同代表、元法相）からは、共謀罪を成立させた政治的背景に安倍政権の戦争国家作りがあることが語られ、あらためて市民活動への萎縮があってはならず、共謀罪が廃止されなければならないことが確認された。

7月11日に施行された共謀罪。構成要件による実質的な限定もなく「話し合い」を処罰・捜査の対象とし、政府・警察による恣意的運用、市民運動弾圧手段に使われ、独裁、戦争国家への道を作りかねない。その危険は、先の通常国会審議中で十分過ぎるほど明らかになり、世論調査も、5月には反対が上回った。国連特別報告者からも懸念を示す書簡が政府に届いた。政府答弁は、質問に正面から

答えず、時間を引き延ばすだけで国民の疑問は全く解消されなかった。このような状況下、自公、維新の会は、議員として国民の声を聞く使命を放棄し、中間報告という異例の手段を悪用して強行採決し成立させた。

国会審議中の共謀罪法案反対闘争は、国内外の批判の声を拡大させたが、成立後、危険な共謀罪の存在に不安を抱く市民の声が聞かれ始めた。しかし、共謀罪法案反対闘争は、政府を追い込んだ。政府は、濫用の危険がないことを言い訳するがために、実質的に、実行準備行為を構成要件としたり、団体要件を限定させる答弁し、成立した今となってもその答弁に拘束されなければならない。

もちろん、共謀罪が潜在的に持つ濫用の危険は消えない。そして、そもそも共謀罪がなくてもTOC条約は締結できたし、政府が共謀罪で阻止しようとした組織犯罪は重大犯罪に規定された予備罪等により十分対応可能であり、あえて濫用の危険の大きい共謀罪創設の必要性すらなかったことも変わらず、共謀罪は廃止されなければならない。

そこで、共謀罪法案反対闘争で獲得した成果を活かし、国民にも政府・警察にも、忘れさせない、萎縮しない、検挙させない、そして廃止させるための拠り所となるべく共謀罪対策弁護団が結成された。

共謀罪を無理やり成立させた後、通常国会閉会とともに雲隠れして、モリカケ疑惑から逃げた安倍政権は、臨時国会冒頭での衆院解散により、またしても追及から逃げた。消費税増分使途と北朝鮮問題を国民に信を問う、と後付けの大義をつけて。与野党、国民を二分するほどの問題かどうか議論すらされていないのに。だったら、反対世論が上回った共謀罪審議のときこそ解散すべきだったじゃないか、と当たり前すぎることを言いたくなる。この解散で、異常だったとしか言いようのない共謀罪審議について、是非とも国民に信を問うてもらえばよい。

声を上げる国民を弁護団は支えていきたい。

赤旗号外の机上配布に対する懲戒処分の取消裁決を勝ち取りました

東京東部法律事務所　髙木　一昌

1　事案の概要

墨田区職員のＹさんは、2016（平成28）年8月31日付で墨田区長から戒告処分を受けました（以下「本件処分」とします。）。

本件処分の処分説明書によれば、本件処分の理由は次のとおりでした。

「平成28年7月5日調査内事務室の職員机上に庁舎管理者の許可なく、印刷物（しんぶん赤旗の号外）を配付するよう他の3名の職員に依頼し、自らも印刷物の配布を行った。

このことは、墨田区庁舎管理規則に違反するとともに、平成28年6月24日付で発せられた平成28年7月10日実施の参議院議員選挙における職員の服務規律の確保と、地方公務員法及び公職選挙法を遵守することのほか、これらの規定に違反しているかのごとき疑念を招くことのないようにとの副区長からの依命通達にも違反する行為である。

さらに、この行為が公職選挙法に違反しているかとの疑念を持たれるような記事が新聞により報道されたことは、本区職員の社会的信用を失墜させたといえる。

よって、上記処分が適当である。」

2　本件処分の問題点

さて、本件処分は、結論もさることながら、その理由が到底容認できないものであり、Ｙさんは特別区人事委員会に審査請求を申し立てることにしました。審査請求において主張したポイントは以下のとおりです（他にも争点はありましたが、ここでは主要ポイントの紹介にとどめます)。

(1)　「疑念の招くことのないように」との依命通達の不明確性

Ｙさんの上記行為（赤旗号外の机上配布）は、地方公務員法及び公職選挙法に反するものではありません（この点は争いなし)。Ｙさんは「これらの規定に違反しているかのごとき疑念を招（いた)」ことを理由に懲戒処分を受けたのです。このような予測可能性のない懲戒理由は、職員の行動の自由（殊に本件では表現の自由）を萎縮させるものであって違法です。

(2)　庁舎管理規則違反を理由とする懲戒処分の不当性

Ｙさんは、就業時間外において平穏な態様で文書を机上配付したにすぎません。このような文書の配布行為は実質的にみて庁舎管理規則に違反するものではないし、仮に違反するとしても庁舎管理規則違反を理由として懲戒処分を課すことは許されません。

(3)　新聞報道を理由として「信用失墜」云々することの不当性

Ｙさんの行為は何ら地方自治法及び公職選挙法に反するものではありませんが、産経新聞は、あたかもＹさんが法令に反した行為をしたかのような記事を掲載しました（本件を記事にしたのは 1 社のみ)。読み手をミスリードさせるようなデタラメな記事を根拠に「職員の社会的信用を失墜させた」などと非難されるいわれはありません。

3　特別区人事委員会の裁決

特別区人事委員会は、Ｙさんの主張を容れて懲戒処分を取り消しましたが、上記 3 点についての判断は以下のとおりでした。

(1)　「疑念を招くことのないように」との依命通達の不明確性の点については、そもそも副区長の依命通達は､その名宛人及び命令内容に鑑みれば､Ｙさんに対する命令と解することはできない、としました（これは嬉しい想定外でした)。その上で更に「服務規律違反として懲戒処分を行う前提となる職務命令は、職員に重大な不利益を及ぼす前提となるものであるから、職務命令であること及びその命令内容について一義的明確性が要求される」として、本件依命通達は､「受け手ごとにさまざまな受け取り方が生じうる漠然としたものであり、命令内容が一義的に明確であると認めることは困難である。」と判断しました。まさにこちらが主張したとおりの内容でした。

(2)　庁舎管理規則違反を理由とする懲戒処分の不当性の点については、Ｙさんの行為は庁舎管理規則に違反するものであるものの（この点は残念)、本件規則は服務上の規則とは解されず、よって本件規則違反を根拠に懲戒処分をすることは適法とはいえない、と判断しました。これまたこちらの主張をそのまま認めて貰った形です。

(3)　新聞報道を理由として「信用失墜」云々することの不当性の点については、「懲戒処分の対象とされる行為事態が信用失墜行為にあたるかが問題とされるべきであり、新聞報道されたこと自体が信用失墜行為になるものとは解されない。」「本件配布行為についてみると、処分者も、これ

を公職選挙法や地方公務員法に抵触する行為だとは主張していない。」「本件配布行為を、職員の信用を傷つけ……るような行為とまで評価することはできない。」、と判断しました。まさにそのとおり、という判断です。

4　結論

あらためて振り返っても「勝ちすぎ」感のある裁決ですが、それほど墨田区の懲戒処分がお粗末だったということです。しかしながら、Ｙさんが審査請求しなければ、このお粗末な懲戒処分が先例として残ってしまう訳で（Ｙさんが審査請求をした動機もまさにこの点にありました)、「権利のための闘争」がいかに重要か思い知らされた案件でした。皆様にもご紹介したく筆をとった次第です。

東京「君が代」裁判　第４次訴訟判決

旬報法律事務所　雪竹　奈緒

2017 年 9 月 15 日、東京「君が代」裁判・処分取消し第 4 次訴訟判決があった。

この事件は、東京都教育委員会（都教委）が、2003 年 10 月 23 日「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」との通達（いわゆる 10・23 通達）を全都立校長宛に発令して、全教職員に「国旗に向かって起立し国歌を斉唱すること」を命じる職務命令を出すことを強制し、さらに、国歌の起立斉唱命令に違反した教職員に対して懲戒処分を科すことで、教職員らに対して国歌の起立斉唱の義務付けを押し進める中で起きた事件である。10・23 通達以降、本日まで、職務命令違反として懲戒処分が科された教職員は、のべ 480 名余にのぼる。

10・23 通達に関連して東京で提起された訴訟は 20 件以上に及ぶが、本件訴訟は、都立校教員の懲戒処分（戒告・減給・停職）取消しを争う集団訴訟の第 4 次訴訟である。

本件の先行事件である東京「君が代」裁判 1 次訴訟、2 次訴訟の最高裁判決（1 次訴訟につき 2012 年 1 月 16 日、2 次訴訟につき 2013 年 9 月 6 日）は 10・23 通達及び職務命令の憲法違反・教育基本法違反等は認めなかったものの、都教委の持つ裁量権の問題として、「戒告を超えてより重い減給以上の処分を選択することについては、本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要となる」として、「減給」以上の処分が許されるのは「過去の非違行為による懲戒処分等の処分歴や不起立行為等の前後における態度等に鑑み、学校の起立や秩序の保持等の必要性と処分による不利益の内容との権衡の観点から当該処分を選択することの相当性を基礎付ける具体的な事情がなければならない」と判示し、「減給」「停職」処分を取り消している。

本件訴訟では、上記第 1 次訴訟最高裁判決を受けて、都教委がこれまでの扱いを変えてきたために、さらにその取扱いが許されるかの判断が示された。すなわち都教委は従来、1 回不起立で戒告、2～3 回目で減給、4 回以上は停職……というように、1 回不起立（職務命令違反）ごとに累積過重する扱いをしてきたのであるが、上記 2012 年最高裁判決以降は、1～3 回目までは「戒告」とし、4 回目以上の者を「減給」処分とする、という、いわば「やや緩やかな」累積処分に変更した。本件では初めて、最高裁以降に 4 回目、5 回目不起立で減給処分となった原告 1 名が含まれており、この原告に対

する判断が注目された。最高裁の言う、「相当性を基礎づける具体的な事情」として「過去の非違行為による懲戒処分等の処分歴」がどこまで重視されるのか、言い換えれば、単に本件同様の非違行為による懲戒処分を繰り返しただけで、減給処分への加重が許されるのか、ということである。

本判決では、この原告の減給処分（2 件）につき、①自らの信条等に基づいて起立斉唱拒否したこと、②不起立により卒業式等に特段の混乱などは生じていないこと等から、減給を選択することの「相当性を基礎づける具体的な事情」があるとまでは認めがたい、として、都教委の裁量権逸脱を認め、当該減給処分を取り消した。

本判決は最高裁の基準をそのまま当てはめる以外、特段、累積過重処分の限界に言及していない（例えば、今後何回不起立を繰り返したら過重処分が許され得るのか、あるいは絶対に許されないのか等）が、本判決が挙げた前記①②の事情は何度不起立が繰り返されたところで変わるものではないことからすると、今後、不起立の回数のみを理由に都教委が減給以上の過重処分を科すことは非常に困難になったといえよう。都教委が、最高裁の判示を曲解してひねり出してきた「緩やかな累積処分」が否定されたことは、大きな成果と言ってよい。

なお、本訴訟では無論、それ以外の原告の減給・停職処分（これらの処分は最高裁前になされた処分である）も従来通り、取り消されている。

本件ではもう一つ、「戒告」の裁量権濫用についての判断も注目された。最高裁では、「戒告」は「法律上、処分それ自体によって教職員の法的地位に直接の職務上ないし給与上の不利益を及ぼすものではない」として、裁量権逸脱は認められなかった。しかし「戒告」処分を受けると、その後の業績評価や昇給幅の減算、勤勉手当の減額、再雇用拒否などが付随する扱いとなっているので、実際には経済的不利益も伴う。さらに 2012 年最高裁の後、「戒告」処分に伴う昇給幅の減算や勤勉手当の減額が大きくなり、最高裁以前の「減給」処分よりも不利益が大きくなるという運用になった。この点も含め、弁護団は、「戒告」処分は決して軽微な処分ではなく、不利益が大きい処分であることを強調したが、本件判決は、これらの不利益は「戒告」処分自体による不利益ではなく、人事・給与制度の運用の結果に過ぎないとして、最高裁同様、「戒告」処分の裁量権濫用を認めなかった。この点は非常に残念である。

本判決は全体としては、最高裁判決の内容をなぞるものであって、それ以上の判示はほとんど見られなかった。「戒告」の取り消しを勝ち取ることも考えれば、やはり最高裁で、もう一度、憲法違反や教育基本法違反の点も含め、裁判所の考えを変えさせる判断が必要だと痛感した。10・23 通達から 14 年が経つが、現在でも現場で戦っている教職員がいる。毎年、教職員が処分されており、追加提訴も予定されている。今後も皆様のご理解とご支援をお願いしたい。

朝鮮学校無償化裁判をご存知でしょうか

東京法律事務所　江夏　大樹

個人の基本的人権を国家権力から保護すること、中でも、とりわけ少数者の権利の擁護は裁判所の重要な任務である。下記に紹介する朝鮮学校無償化裁判は、まさに、少数者の権利を擁護するという司法の役割が問われた裁判であるが、2017 年 9 月 13 日、高校授業料の無償化の対象外とされた朝鮮

学校の元生徒らが国に賠償を求めた裁判で、東京地裁は、元生徒らの訴えを退けた。

まずは、朝鮮学校無償化裁判について、簡単に説明をしたい（私は担当しておりません）。

日本政府は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」いわゆる「高校無償化法」を制定した。無償化法の目的は、教育の機会均等に寄与することであり、したがって、建学の精神に基づいて特色ある教育をしている場合でもその自主性を尊重するために、公立のみならず、私立、そして民族学校（インターナショナルスクール、朝鮮学校、中華学園など）も無償化の対象となる予定であった。

しかしながら、2010 年 3 月 11 日に自民党政務調査会の拉致問題対策特別委員会が「朝鮮学校は無償化の対象とすべきではない事を強く表明する決議」をし、2012 年 2 月 28 日に下村文部科学大臣は拉致問題に進展がないことから、朝鮮学校を対象としない旨の処分を事実上決定していると述べ、2013 年 2 月 20 日に、朝鮮学校に対して、無償化の対象となる外国人学校としての指定をしない旨の処分を行った。そして、全国五つの地域で朝鮮学校ないし生徒を原告とする訴訟が提起された。これが朝鮮学校無償化裁判である。

広島地裁では原告（朝鮮学校）敗訴、大阪地裁では原告勝訴、そして、東京地裁は先述のとおり、原告敗訴となった。

東京地裁判決の第 1 のポイントは、無償化の対象外とした理由は、政治的外交的理由ではないと認定した点である。政治的外交的理由によって、無償化の対象外とすることは許されないことは裁判所も認めるところである。拉致問題を解決する目的や民族教育を行っていることはいずれも対象外の理由としてはならないのである。もちろん、北朝鮮のミサイル問題も関係がない。子どもたちへ責任追及することはお門違いである。

しかし、対象外となった事実経過を見れば、拉致問題を理由にしていることが明らかであるにも関わらず、東京地裁は、国の主張に沿って、対象外とした理由は別の点（就学支援金の不適正利用の疑い）にあると認定したのである。

東京地裁判決の第 2 のポイントは、文部科学大臣に『広汎な裁量を認めた』上で、就学支援金が適正に利用されない『疑いがある』ことを適法の理由とした点である。

判決は「外国人学校についても就学支援金の支給対象とし、もって教育の機会均等を図ることが望ましいと考えられる一方、各種学校には様々な学校が存在」するから「いかなる学校の生徒等に対して就学支援金を支給すべきかは、その性質上、教育行政に通暁した文部科学大臣の専門的、技術的な判断に委ねるほかない」と述べたのである。

極めて不当な判示である。教育の機会均等という法の趣旨に照らせば、大臣に広汎な裁量を認めることは許されないからだ。とりわけ、民族学校を支給の対象とするか否かについては、民族差別は許されないとする平等権（憲法 14 条 1 項）及び教育を受ける権利（憲法 26 条 1 項）の観点から、裁量を広く認ならず、これを認めることは、少数者の教育を受ける権利は、多数者（国会・内閣）によって容易に奪うことが可能となってしまうことを意味する。すなわち、司法の役割を自覚しない極めて不当な判示なのだ。

続けて判決は「朝鮮総連と朝鮮学校との関係については……資産や補助金が朝鮮総連の資金に流用されている疑いを指摘する報道等が繰り返しされていたことなどを勘案すると、学校運営が法令に従った適正なものであることについて、十分な確証を得ることができ」ないから、対象外として「文部科学大臣の裁量権の範囲からの逸脱又はその濫用があるものとは認められない」と述べた。

すなわち、就学支援金が適正利用につき『疑い』『十分な確証を得ることができない』という理由で、対象外とする判断が適法とされている。

しかし、『疑い』だけで、朝鮮学校及びその生徒らを不利益に取り扱ってはいけない。憲法上の権利の制約を単なる『疑い』で許容しては、人権は絵に描いた餅だ。

嘘の主張とこれを許容する裁判所。司法の役割を忘れてしまったかの如き東京地裁の判決に対して怒りをもって抗議するとともに、この問題を広く共有しなければならないと思った。

給費制廃止違憲訴訟で初めての判決が出ました

東京合同法律事務所　緒方　蘭

1　3地裁で相次いで判決

給費制廃止により無給での修習を強いられた新65期から67期の元修習生らが、全国7地裁で8件の給費制廃止違憲訴訟を提起しています。この間、本年9月27日に新65期東京訴訟、広島訴訟、同月29日に67期大分訴訟が相次いで判決となりました。残念ながら、いずれの判決も請求棄却であり、修習及び給費制の意義を軽んじて、国費による法曹養成の責務を放棄するものとなりました。

今後は、年内に、新65期の福岡訴訟、名古屋訴訟の判決が出される予定です。66期の訴訟も、東京で10月3日に尋問が実施され、札幌と熊本も近々尋問を実施する予定です。

以下では、東京訴訟を中心に、今回の判決の主な内容を紹介します。

2　判決内容

(1)　給費制を軽視し、立法府の裁量に依存して司法の役割を軽視

原告らは、大日本帝国憲法下で司法権が機能せず人権弾圧が行われた反省を踏まえて、戦後に日本国憲法上の法曹養成義務の具体的実現として、統一修習制度及び給費制が開始されたことなどから、1947（昭和 22）年裁判所法により憲法上位置づけられた制度であると主張しました。しかしながら、裁判所は、給費制及び修習の方法は憲法上規定がなく、立法府が当時の社会情勢を踏まえて制度設計をした結果にすぎないことから、憲法上保障されるものではないとしました。

また、給費制廃止前は、修習生が「公務員に準じる地位」にあるとされていましたが、判決文で裁判所は修習生が公務員に準じる立場ではないため、給費を受ける権利も認められないとしました。なぜ時期によって修習生の身分が異なるのか不可解です。

さらに、判決は、修習に専念する人格的観点（13条）、法曹になる職業選択（22条1項）、修習中の生活保障（25条）、修習従事への対価等の（27条）からも給費を受ける権利は根拠づけられないとしました。

14条違反について、判決は法曹養成制度の方法・内容は立法府の政策的な判断に委ねられ、原告ら新65期と、新64期、現行65期、裁判所職員と間の差異には合理性があり、14条違反はないとしました。しかし、立法府の裁量を大幅に認めることは司法の役割の放棄です。

以上の検討から、裁判所法改正が給費制ないし給費を受ける権利を侵害し違憲であるものではなく、国賠法上の違法もないとしました。

(2)　注目すべき点

東京訴訟判決では、71期からの新制度に触れた上で原告らは「いわば立法政策の変更に伴う」

「狭間に位置したことによる不利益があることは否定できない」として、原告らいわゆる「谷間世代」が不利益を被っていることを認めました。

また、大分訴訟判決では、「司法修習制度の重要性を踏まえると」「給費制により、修習生が給与を受ける制度上の手当てをすることが望ましい。」として、給費制を支持する意見が記載されました。

給費を全く受けられない世代の存在について裁判官も多少思うところはあるのかもしれませんが、それならば立法裁量に逃げずに司法の役割を示すべきです。

3　今後

訴訟団は控訴し、今後は高裁でたたかう方針です。引き続きビギナーズ・ネットや日弁連を中心に「谷間世代」への遡及適用を求める政治活動も展開していく予定です。

事務的な話で恐縮ですが、給費制訴訟の一審の代理人になっている方は、控訴審の代理人にも就任される旨の回答をお願いします。

今後も法曹志望者が経済的理由で法曹の途を諦めず、若手法曹が安心して公益活動に取り組むことができるように、一層の制度の充実と「谷間世代」の不平等の解消を求めていきますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

憲法施行 70 周年記念企画
「憲法こそ　たからもの！」に参加者 1287 人

東京南部法律事務所　海部　幸造

1　8 月 6 日、大田区民ホール・アプリコ大ホールで、城南保健生協、南部生協、東京南部法律事務所、3 者共催による、憲法施行 70 周年記念企画「憲法こそ　たからもの！」が開催され、参加者 1287 名の超満員で大成功を収めました。

2　南部生協と東京南部法律事務所は、「なんなん講座」と銘打って年に 3～4 回ほどのペースで、相続や医療過誤といった市民生活上の法律講座を開いてきました。また城南保健生協、は、大田病院などで南部法律事務所が月 2 回の、無料相談をするなどして、日頃から連携を深めてきました。そして、昨年はこの 3 者共催で「大憲法カフェ」を開いたりして憲法課題にも取り組みました。こうした 3 者の間で、昨年から、「来年は憲法施行 70 周年。何か大きい元気の出る企画に取り組みをしよう！」「1000 名規模で！」と企画を練り、準備を進めてきました。

3　内容は、伊藤真さんの講演＋松元ヒロさんのスペシャルライブ。出来るだけハードルを低くするために、参加費は、この内容でなんと「500 円」という価格破壊。

しかし、開催 1 ヶ月を切っても未だチケットは 200～300 枚と低調。この段階で既に南部生協は全会員に案内チラシを入れ、城南保健生協は理事さんにチケットを割り振り、南部法律事務所はお客さんに案内を出していたにもかかわらず、です。

それから 3 者がしゃかりきになって、それぞれにハッパを掛け、東京民法や赤旗の人欄に記事を書いてもらい、週間金曜日や東京新聞に催し物の関連記事を掲載してもらい、関係者がそれぞれの

メーリングリストに流したり、等々、手を尽くしました。おかげで開催日が近づくにつれて反応が高まって、名古屋から問い合わせの電話が来たりするようになりました。

4　当日は、1287 名の参加で会場は超満員。中には三多摩や横浜、川崎からの参加者もありました。アンケートも約 500 名から集まり、圧倒的に「大変良かった」との感想でした。参加者も、生協や保健生協の皆さん、南部事務所の顧客の皆さんなど多彩でした。また、区内の 9 条の会の皆さんや、「戦争法廃止オール大田実行委員会」で繋がりの出来た皆さんも多く参加されました。

5　「オール大田の会」は、2 年前に、「弁護士 9 条の会・おおた」から「戦争法案廃案」の 1 点での共闘を呼びかけて、南部 1000 人委員会や共同センター、大田革新懇等を含む区内の幅広い団体や個人が参加して結成されました。昨年の参議院選挙前には、「野党は共闘！」と呼びかけ、民主(当時)、共産、自由、維新(当時)、社民等の野党の代表と、約 800 人の市民が参加する大きな街頭宣伝などを成功させました。その後も、スタッフがみんなで何度か、政党本部に「野党は共闘」の要請に行ったり、街宣をするなど一緒に活動をしてきました。そうした中で、今年の都議選では、新社会党の副書記長が民進党や共産党の宣伝カーに乗ったり、1 人会派の区議さんとその支持者のみなさん達が勝手連的に共産候補の応援をしたりと、今まで見られたことのない動きが現れました。8月6日当日も、こうした地域の諸会派や区議さんや皆さんの顔をたくさん見ることが出来ました。

7 月の都議選での自民の歴史的惨敗のあとの最初の、大田での憲法企画が大成功で、改憲阻止の市民の大きなエネルギーを示すことが出来、元気になる企画に出来て良かった。

これからもそれぞれの持ち場で元気に頑張りましょう！

沖縄調査団に参加しました

二つのガマ

東京法律事務所　山本　善久

解散総選挙、米朝間の核戦争の危機、さらには NHK「沖縄と核」の放映もあり、様々なことを感じながらの沖縄訪問になりました。

その中で、かねてより沖縄の戦跡を訪ねたいと思っていたこともあり、今回訪問した二つのガマにふれることにします。

一か所目は初日に訪問した糸数アブチラガマです。

内部は真っ暗なため、頭にはヘルメット、手には懐中電灯をもち、中に入ります。

ここは陸軍病院の分室として使われ約 600 名の負傷兵が運びこまれ、その後軍が撤退したときに重症患者が置き去りにされたこと、米兵の攻撃に遭いながらも負傷兵 7 名と住民 40 名余が 8 月 22 日にガマを出たこと、などが入口に書かれています。ただ、案内をしていただいた横田さんのお話はこの程度の内容ではありませんでした。かつてガマから遺骨を運びだしトラック 3 台分の量になったこと、いまでもガマ内部の隙間には遺骨があること、ガマ内部への攻撃で飛ばされた一斗缶が天井に張り付いていること、異臭のために米軍も進入してこなかったこと、など。そして極めつけは、足下を指さし「ここに歯が 1 本残っている」という説明であり、「集団自決」の様でした。

二か所目は全体のコースからははずれますが、3 日目にチビチリガマを訪ねました。

ここは、4 月 1 日に米軍が上陸を開始した海岸の近くにあり、翌日には 83 名の「集団自決」が行われた場所です。「集団自決」の真相は 38 年後に明らかになり、約 6 割が 18 歳以下の子どもだったことが判明します。平和祈念公園でも 10 歳以下の子どもの犠牲が多かったという説明を聞いたばかりでした。

事前には、中には入れないが入口まで行けるということと、直前に少年たちの器物損壊事件が起きたことを予備知識として訪ねました。ガマには千羽鶴とともに遺族会の看板が設置されていました。看板には遺族会の意向として、先祖の遺骨を踏みつけられ壊されることに耐えきれず、立ち入りを禁止にしていていることが記されています。糸数アブチラガマ訪問時には、そういうことにまでは思い至らなかったと恥じ入ります。ただ、この看板を見ただけでも、この場の破壊におよぶとは理解しがたいことです。それと同時に、入口横にある石碑の碑文にはさらに驚かされました。集団自決から 38 年後に遺族と住民が建立した「チビチリガマ世代を結ぶ平和の像」が、7 ヵ月後に心なき者に無残に破壊されたことが記されています。追悼と不戦の気持ちともに、何とも言えない不愉快な気持ちでこの場を後にしました。

沖縄も日本。日本への米軍基地建設に反対しよう。

東京法律事務所　小池　奈佳子

初めての沖縄。沖縄戦の爪痕が痛々しい。戦跡巡りも平和資料館も、目を背けたくなるような現実がつきつけられて苦しかった。

米軍基地反対、と沖縄は何度も何度も声をあげてきた。県や市が作成した立派なパンフレットもたくさんあった。それなのに工事は止まらない。「沖縄の声」だけではなく「日本国民の声」として基地建設に反対していかないと。

◆　沖縄支部との交流

辺野古基地建設、着工しちゃったけど実際のとこどうなの？というお話が。

国は、表向き「工事始めましたよ！」と言えるよう、当たり障りないところの工事をしているらしい。なんでも、工事を本格的に進めるためには、まずは大浦湾に流れ込む河川に手をつける必要があるのだとか。

しかし、川の流れを変える工事となると名護市長の許可が、基地建設工事の設計変更となると県知事の許可が必要になるそうだ。普通に考えたらどちらも許可がでるわけない。県知事も市長も基地建設反対だもの。あーもうこりゃ手詰まりだ。ふむふむ。と話をきいてたら、「なんとかして突破してくるだろう」というのが沖縄支部の見方だという。

そんなのアリなのか……。愕然。

◆　辺野古にて

琉球ガラスのように青くて綺麗な海。ヤドカリが何匹も歩き回っている珊瑚でいっぱいの砂浜。砂浜にはちっちゃい穴がいっぱいあいてて、中からめっちゃ足が速いカニが飛び出てくる。のどか。

でもフェンスの向こうでは米軍の水陸両用車が黒煙をあげている、という……。

この日は工事が行われていなかったけど、工事車両を止めるには、とにかく座り込んで止めるしかないそうです。囲まれて、どかされて、機動隊の車両の脇の排気ガスが充満するところに長時間待機させられる。暑い中何時間も拘束されて。それを一日何回もやる。

基地建設にはトラック 350 万台分の土砂を運び込む必要があるところ、一日平均 100～200 台に食い止めているとのこと。このペースだと工事完了まで 50 年以上。国は 10 年で終わらせると言っているそうですが……。

ああ、現地のがんばりで工事を大幅に遅らせることができているんだ。ストップはできないけど、こんなにも成果をあげているのか、と感動しました。

沖縄支部の方から話をきいたあとだったので、なおさら。正攻法で挑んでもだめなんだもの。

「基地反対派は無茶苦茶して工事止めてる！妨害！」とか世間では思われてるかもしれないけど、ありえないことやってるのは国の方。もう現地では何がなんでもできることすべてやるしかないのです。

◆　高江にて

高江を案内してくれた方にお別れをいうとき、「私事務員ですけど、どんどん弁護士気軽に呼んじゃってくださいね。安保法制とか、国会前が人であふれたとき、私も心細かったんです。弁護士いるだけで安心しますよね。」といったら、

「いやあ、ここは無法地帯ですから。」と返されました。衝撃。これが現地の現実だそうです。弁護士とか関係ないそうです。

◆　とある町の方より（※一般の方です）

「私自身は基地反対です。でもいろんな問題があって簡単には行かないです。米軍の方と結婚してる人がいたり、経済の問題とか。さっきから飛行機うるさいですよね、わかりますか？あれ、低空飛行してるんですよ。ほんとはやっちゃいけないんです。でもね、低空飛行してるって通報しても、伝言ゲームみたいに何か所もまわされてやっと米軍に行き着くので、そのときにはすでに飛行機は飛んでないんですよ。これが沖縄の日常です。

沖縄の人に基地問題の話をふっかけられたら『う～ん、難しいですねぇ…、どう思います？』って返すのが正解です。賛成反対どっちをいっても怒られます。デリケートな問題なんです。」

現地で見て学ぶことの大切さを学んだ 3 日間

団本部専従事務局　柴田　健

本年 1 月から団本部専従事務局として働いております、柴田と申します。

この度、9 月 16 日から 18 日まで行われた団東京支部の沖縄調査団に参加しましたの、少しばかりですが感想を書きせていただきます。

恥ずかしながら、初めての沖縄でした。当初は、16 日（土）は本部の常任幹事会だったので、参加は難しいかなと思っていましたが、友人の事務員の誘いもあり、常幹が終わったあとに行くことを決意し、参加を決めました。

正直浮かれ気分な私に、日本のわずか0．6%の国土に、約75%の在日米軍基地が集中している沖縄の現実を突きつけられました、高江ヘリパッド建設予定地に行く途中のジャングルのような林の中にある米軍基地。見たこともない真っ青のきれいな辺野古の海に浮かぶ立ち入り禁止区域を示すオレンジのブイ。その海から上陸する水陸揚陸艦。何もかも初めての景色でした。ここは日本なのかとも思いました。また、これこそが沖縄の異常さなのだと、現地に来て感じた瞬間でもありました。

沖縄調査団の3日間は、何事もそうですが、現地に行って見て聞いて学ぶことの大切さを感じた3日間でした。

別働隊で行ったチビチリガマにある碑の冒頭にはこう記してありました。

“1945年4月1日、米軍はこの読谷村の西海岸から沖縄本島へ上陸した。それは、住民を巻き込んだ悲惨な沖縄戦・地上戦であった。その日のうちに、米兵はチビチリガマ一体に迫っていた。翌2日、チビチリガマへ避難していた住民約140名中、83名が「集団自決」をした、尊い命を喪った。”

「集団自決」についても、こう記してあります。

“「集団自決」とは、「国家のために命を捧げよ」「生きて虜囚の辱めを受けず、死して罪過の汚名を残すことなかれ」といった皇民化教育、軍国主義教育による強制された死のことである。”

この碑を読んで、チビチリガマから帰るときに見たサトウキビ畑の向こうの静かな海の景色。72年前、その海から米兵が押し寄せたことを想像するとゾッとする気持ちになりました。

現地に行かないと感じられなかった瞬間でした。

「勝つ方法はあきらめないこと」

辺野古のテント村に掲げられている言葉です。ゲート前の座り込みにより、埋め立ての作業を遅らせ、新基地の建設を阻止する。我々があきらめないことにより、辺野古の海を守っていく。辺野古ゲート前の座り込みテントでお話しした須長さんの言葉です。団の専従になり、共謀罪が中間報告という信じられない暴挙で強行され、今また憲法改正が問われる総選挙が始まるというめまぐるしい1年目ですが、あきらめないで闘う精神を持って、これからもがんばっていこうと思います。

最後に、このたびは沖縄調査団に参加させていただき、ありがとうございました。1年に1回は座り込みに行き、沖縄に少しでも思いを寄せたいと決意した3日間でもありました。

団東京支部沖縄調査団報告会

◎日　時　10月26日（木）16:00～18:00
◎場　所　団本部事務所会議室

10月幹事会終了後、沖縄調査団に参加者による報告会を開催します。

基地建設をめぐる沖縄の実情やこれまでの基地反対闘争から何を学んだか、これからの新基地建設反対・米軍基地撤去にどう取り組むか、参加者の生の声を聴きます。

ぜひご参加ください。

はじめまして　～新入団員の自己紹介

城北法律事務所　　久保木　太一

１　弁護士を目指した理由

はじめて弁護士に漠然とした憧れを抱いたのは、中学生の頃だったと記憶しています。阿部寛が主演を務めた「最後の弁護人」というマイナードラマを熱心に見ていた私は、ほとんどお金をもらわずに社会から疎外されている犯罪者を弁護する「国選弁護人」という仕事を知り、「誰もやりたがらない」この仕事をやって社会に貢献したいと思い、将来の夢を海洋学者から弁護士にシフトしました。

なお、念願叶って弁護士になった現在は、「国選弁護人」が「誰もやりたがらない」仕事から人が群がる仕事になってしまったため、特に国選弁護を積極的にやりたいという気持ちはなく、民事・刑事をバランスよくやっていきたいと思っています。

２　自由法曹団に入った理由

(1)　法律に対するイメージ

私は法学部から法科大学院既習コースに進んだため、法律とは 18 歳の頃からずっと付き合っていることになります。

しかし、私は学生時代、法律があまり好きではありませんでした。法律は無味乾燥したものだ、と思っていたからです。法律を勉強すればするほど、自分がドライな人間になっていく気さえしました。

(2)　青法協との出会い

法科大学院 3 年生の頃でした。たまたまクラスメイトに青法協活動をしていた Y さんがいて、たまたま Y さんと自主ゼミを組んでいたことが縁で、青法協主催の学習会にそうと知らずに参加しました。その後、Y さんから青法協の話を聞いた僕は、「これだ」と思いました。憲法・人権を守るという目的のために法律を使う。そう考えれば、無味乾燥した法律に意味を見出せ、法律を学ぶ意義があるじゃないか。Y さんは慎重な性格なので、司法試験後まで私を青法協に勧誘することはありませんでしたが、私としては、青法協の存在を知ったそのときから、青法協に入りたいと思っていました。

３　自由法曹団に入って

青法協の機関紙に毎月のように投稿しているため、危うく間違えるところでしたが、この原稿は青法協ではなく自由法曹団に宛てたものです。以下、自由法曹団について書きます。

弁護士になる前、加入資格がないこともあり、自由法曹団とのかかわりはあまりありませんでした。参加したイベントといえば東京支部のソフトボール大会ぐらいであり、「レク企画のために事務所を 1 日しめるだなんて、なんて『自由』なんだ」くらいの印象をかろうじて抱いていたくらいです。

弁護士になって、団本部に出入りするようになってからは、私は自由法曹団が大好きになりました。専門的かつ熱のこもった議論が大好きです。時事的な問題に素早く反応するフットワークの軽さが大好きです。自由法曹団の先輩方が大好きです。自由法曹団の先輩方と飲みに行くのが大好きです。

学生時代、日常的にアイドルにファンレターを書いていたため、危うく間違えるところでしたが、

この原稿はアイドルではなく自由法曹団に宛てたものです。とはいえ、これが私の自由法曹団への偽らぬ想いです。

4　訪米の成果等

執筆依頼の FAX に「訪米の成果も踏まえお願いします」と書いてあるため、ここで踏まえます。

先日、国会議員などの様々な方々とワシントンに訪米し、プルトニウム問題についてのロビーイング等をしてきました。とても実りの多い訪米となり、「政治は動かせるものなんだ」という感触を持ち帰ることができました。

自由法曹団のメンバーとして何度か行った国会前スピーチもそうですが、弁護士 1 年目だというのに、普通の「弁護士」をやっていたら決してできない経験をたくさんさせてもらっています。

若手にも活躍の場をくれる自由法曹団に感謝がやみません。大好きです。

11 月立川地域幹事会のお知らせ

11 月の支部幹事会は、多摩地域幹事会としての立川で開催します。

【多摩立川地域幹事会】

◎日　時　11 月 22 日（水）午後 2 時～5 時

◎場　所　立川市子ども未来センター2 階 202 会議室（立川市錦町 3 - 2 - 26）
立川駅南口から国立方向へ、徒歩約 10 分

幹事会終了後は、懇親会の開催を予定しています。

9 月幹事会議事録

1　情勢及び取り組み

■改憲・海外派兵等の情勢

◎衆議院の解散、総選挙へ

・9 月 28 日臨時国会開会冒頭解散、10 月 22 日投票。
憲法が 1 つの争点になってくる重要な選挙。
大義なき解散であることをしっかり言っていく必要がある。

・野党の状況、小池新党について
・都内各選挙区の情勢－各地の市民連合等と野党の共同について
○国際情勢
・北朝鮮の核実験・弾道ミサイル発射等をめぐる情勢
■沖縄関係
○辺野古沖新基地建設問題
・政府は護岸工事に着工（4 月 25 日）したものの工事は停止中
・県は工事差し止め訴訟提起（10 月 10 日第 1 回弁論)、仮処分申し立て
○高江のヘリパッド建設問題
・東京からの機動隊派遣についての住民訴訟・第 3 回弁論（9 月 20 日 am.11:30）済
○取り組み
○団支部、沖縄調査団（9 月 16 日(土)～18 日(月)）済
・ガイドに恵まれた。現地の闘いの結果、100 年かかる状況等を知り意義深かった。
■刑事司法・弾圧関係
○共謀罪の廃止に向けてのたたかい
○少年法の適用年齢引き下げ
◎総選挙に向けての弾圧対策本部の結成（団支部と救援会都本部、9 月 26 日 pm.5:00 第 1 回対策本部会議）
■労働関係
○「ニッポン一億総活躍プラン」、安倍「働き方改革」などについて
・高度プロフェッショナル制度、時間外労働の上限規制、解雇の金銭解決等
○労契法 20 条関係裁判－日本郵便事件東京地裁判決（9 月 14 日）
・手当について不合理な差を主張。年末年始の勤務手当、住宅手当などを認めた。
・労契法 20 条の解釈で損害賠償だけ認めるか、正社員と同じ地位を認めるかについて、裁判所は前者の立場で判断。高裁係属中。
・労契法 20 条で裁判を闘えるということを示せたことは意義深い。
○労働基準監督官の「民間委託」問題
○取り組み　第 11 回東京働くものの権利討論集会(11 月 11 日(土)於ラパスホール)
■教育関係
○家庭教育支援法案
・教育再生実行会議第 10 次提言でも意識されている。今後も注視が必要。議員要請は延期。日程が決まったらアナウンスする。ぜひ参加を。
○道徳の教科化
・今夏の小学校用教科書採択の状況は別紙の一覧のとおり。
来年の中学校採択も注視。
・引き続き、道徳の教科化反対の取り組みを。
○教育公務員特例法改正問題－教職員の政治活動禁止違反に罰則
○「日の丸・君が代」第 4 次訴訟東京地裁判決（9 月 15 日）
→減給・停職の取消しの判断。もっとも、裁判所は、卒業式での国歌斉唱は行われるべきという基本的発想があるため、戒告を容認。まだまだ闘いは続く。

○教員勤務実態調査、学校における働き方改革に係る緊急提言
→報道資料等共有。

■都政問題

○築地市場の豊洲移転問題

◎オリンピック村用地売却をめぐる住民訴訟

○都市計画道路特定整備路線の問題

・板橋（大山）・北（志茂）などで訴訟の取り組み

○横田基地関連

・オスプレイ配備問題

・横田基地もいらない市民交流集会（10 月 7 日(土)、於・福生市民会館）

・騒音公害訴訟東京地裁立川支部判決（10 月 11 日）

○立川・生活保護廃止自殺問題

○武蔵村山・国保税等の徴税実務をめぐる問題

■原発問題

○被災者損害賠償訴訟千葉地裁判決（9 月 22 日）

・予見の程度。国が津波についての対策をとらせる程度の知見ではないとの判断が判決の分かれ目。。安全対策は、裁量的問題ではない旨主張してきたが。

・東電との関係では、原賠法の関係で、709 条適用除外。

・精神的損害。もともと暮らしていた地域を離れることの損害を、避難慰謝料とは別に認めた。

・区域外避難者も賠償対象。

○生業訴訟判決（10 月 10 日）

2　当面の日程

【オスプレイの飛行中止と配備撤回を求める行動、座り込み】

●日時：10 月 15 日（日）13:30～15:30

●場所：福生公園

【安倍改憲 NO！全国市民アクション 11.3 国会包囲行動（仮称)】

●日時：11 月 3 日（金・祝）

●場所：国会周辺

●主催：安倍改憲 NO！全国市民アクション

【第 11 回働くものの権利討論集会】

●日時　11 月 11 日（土）12 時 30 分～

●場所　東京労働会館 7 階ラパスホール（豊島区南大塚 2－33－10）

●記念講演　和田肇名古屋大学教授、黒田祥子早稲田大学教授

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

■保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
■ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**　※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
■**国内外や業務中・外を問わずワイドに補償**し、**保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

●病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。　※医師の指示に基づく自宅療養も対象
●**ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
●**所定の精神障害による就業不能も補償**します。

〈保険料表〉

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢 ＼ 対象期間	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

＋

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

●病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。　※医師の指示に基づく自宅療養も対象
●**所定の精神障害による就業障害も補償**します。※最長2年間
●長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

〈保険料表〉

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢 ＼ 支払対象外期間	対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
	372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

〈取扱代理店〉
株式会社 宏栄
〒107-0062　東京都港区南青山1-10-3橘本ビル3F
TEL：03（3405）8661

〈引受保険会社〉
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
〒100-8965　東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL：03（3593）5112

（SJ13-08976 、平成25年11月11日）